

町有財産売払競争入札実施要領

(申込案内書)

岩内郡岩内町

総務部総務財政課

買い受けを希望される方は、この案内書を必ずお読みください。
この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

はじめに

- 1 町は、次の町有財産を一般競争入札により売払います。
- 2 この入札に参加するには、事前に申込みが必要になります。
- 3 入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みになり、内容を充分把握したうえで、お申込みください。
- 4 一般競争入札とは、複数の参加者が価格を競い合い、町があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）（※）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。
（※） 予定価格は、付近の地価公示価格等を参考に町が決定したものです。

売払い物件

【売払い物件一覧表】

下記の物件番号1～2を現状のままで売却します。

物件ごとの詳細、諸条件は物件調書（別添）のとおりです。

物件番号 1

土地	地番	岩内町字栄 184 番 3
	地目	宅地
	地積	313.20 m ²
建物	所在	岩内郡岩内町字栄 184 番地 3
	家屋番号	184 番 3
	構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	延床面積	79.08 m ²
	建築年月日	昭和 61 年 9 月 25 日
予定価格 (最低売却価格)		4,300,000 円

物件番号 2

土地	地番	岩内町字宮園 239 番 33
	地目	宅地
	地積	252.31 m ²
建物	所在	岩内郡岩内町字宮園 239 番地 33
	家屋番号	239 番 2 の 3
	構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	延床面積	79.08 m ²
	建築年月日	平成 2 年 11 月 29 日
予定価格 (最低売却価格)		3,300,000 円

1 申込案内書の配布、参考資料の閲覧

◆ 申込案内書（町有財産売払競争入札実施要領）の配布

【期 間】 平成29年10月30日（月）～平成29年11月29日（水）

【場 所】 岩内町役場2階12番窓口（総務財政課）

【時 間】 午前8時45分～午後5時15分

（土曜、日曜、祝日を除く）

◆ 参考資料の閲覧

総務財政課には、本書の他に物件の位置図、測量図、間取図等の参考資料があります。次の日時、場所で閲覧ください。

【期 間】 平成29年10月30日（月）～平成29年11月29日（水）

【場 所】 岩内町役場2階12番窓口（総務財政課）

【時 間】 午前8時45分～午後5時15分

（土曜、日曜、祝日を除く）

2 入札参加の申込み及び一般競争入札の参加者の要件

◆ 申込み資格（入札参加資格）

（1）個人、法人を問わず、次に掲げる【申込みのできない方】に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。

（2）2名以上の共有名義で参加することもできます。

【申込みのできない方】

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 岩内町暴力団排除条例（平成25年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者又は売払財産を暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらの者から委託を受けた者
- ⑤ 町税等を完納していない者
- ⑥ 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する町職員

◆ 申込み方法

（1）申込みに必要な書類

① 町有財産売払競争入札参加申込書（様式第1号）

・落札した場合に売買契約当事者となる方の名前（共有名義の場合は共有者全員の名前）で申し込んでください。

- ② 誓約書（様式第 2 号）
 - ③ 本人確認書類
 - ・ 個人の場合
住民票または運転免許証の写し（連名の場合は全員の分）
 - ・ 法人の場合
法人登記簿謄本の写し
 - ④ 滞納がないことを確認するための書類
 - ・ 個人の場合
岩内町に在住の方・・・税の同意書（様式第 3 号）
岩内町外に在住の方・・・市区町村税納税証明書
 - ・ 法人の場合
岩内町内の業者・・・税の同意書（様式第 3 号）
岩内町外の業者・・・本店所在都道府県の納税証明書（その 3 の 3）
- ※ ③、④については、提出日より前 3 ヶ月以内に発行されたもの

(2) 提出方法

- ・ 申込みに必要な書類すべてを受付場所へ直接持参し提出してください。

【受付期間】 平成29年10月30日（月）～平成29年11月29日（水）

【受付時間】 午前8時45分～午後5時15分

【受付場所】 岩内町役場2階12番窓口（総務財政課）
（土曜、日曜、祝日を除く）

◆ 入札保証金

入札に参加される方は、入札日当日に入札保証金を現金でご用意頂く必要があります。金額は、1 物件につき 25 万円となります。

ただし、入札金額が 500 万円を超える場合は入札金額の 100 分の 5（当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上をご用意ください。

入札保証金は、入札後、直ちにこれを返還するものとします。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することとなります。

3 入札、開札

◆ 入札

(1) 入札日時

平成 29 年 12 月 4 日（月） 午後 6 時 30 分から順次

(2) 入札会場

岩内町役場 2 階会議室 1

(3) 受付

- ① 入札当日の受付は、入札開始時刻の30分前から入札会場で行います。入札開始時刻までに受付をお済ませください。代理人の場合は、委任状を提出してください。
- ② 入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ③ 入札会場に入室できる人数は、1名までとさせていただきます。なお、2名以上の連名（共有）で入札参加される場合は、連名（共有）者全員の入室が原則となりますので、ご了承ください。

(4) 当日に持参していただくもの

- ① 入札書（様式第4号）
当日、入札会場でお渡しすることもできますが、この場合、印鑑（シャチハタ可）をお忘れのないようご注意ください。
- ② 封筒（入札書を封入する封筒）
封筒の大きさ、色などの指定は特にありません。
- ③ 筆記用具（黒または青のボールペンもしくは万年筆）
- ④ 印鑑（シャチハタ可）
入札保証金の返還の際に使用します。
- ⑤ 本書（町有財産売払競争入札実施要領）
- ⑥ 委任状（様式第5号）（代理人の方が参加される場合のみ必要）
 - ・代理人の方が入札される場合は、入札日当日に委任状が必要です。
 - また、法人で代表者以外の方が入札される場合も委任状が必要となります。
 - ・共有名義の場合は、共有者全員の入札参加が原則となりますので、共有者全員が参加できない場合は、参加できない方の委任状が必要です。

(5) 入札の中止

天災（暴風、洪水、大雪、地震等）、火災、暴動等により、入札を急遽中止する場合があります。この場合は、入札当日の午前10時までに町ホームページの「トピックス」に掲示します。なお、あらかじめ入札の中止が想定される場合は、総務財政課（電話 0135-62-1011 内線217）までお問合せください。

◆ 開札、落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとで行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 岩内町が事前に定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
 - ② 落札者となるべき価格で入札した方が2人以上いる場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

4 契約の締結

◆ 売買契約の締結

- (1) 契約締結の期限 平成29年12月8日（金）
- (2) 契約締結の場所 岩内町役場2階12番窓口（総務財政課）
- (3) 契約締結時に持参していただくもの

- ① 印鑑登録印（実印）

共有名義で参加した場合は、契約書に全員分の押印が必要となります。

- ② 収入印紙（売買代金に応じた額分）

- ③ 契約保証金（売買代金の100分の10以上の金額）

※入札保証金を契約保証金の一部に充当することとなりますので、差額分をお支払いいただくこととなります。

その他必要書類等については、落札後にご連絡します。

◆ 契約締結にあたっての注意事項

- (1) 契約は、本書に添付の土地建物売買契約書により締結します。
- (2) 売買契約は、必ず落札者名義で締結してください。共有名義で参加した場合は、必ず共有者全員の名義とします。
- (3) 売買契約書（岩内町保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (4) 期限までに契約を締結されない場合は、落札者についての資格が失われ、入札保証金は、岩内町に帰属します。

5 売買代金の支払

契約締結後、売買代金と契約保証金との差額を、町が発行する納入通知書により、売買契約締結の日から30日以内に全額お支払いいただきます。

なお、期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は岩内町に帰属します。

※売買代金の分割支払はできません。

6 所有権移転登記

- ① 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- ② 所有権移転登記の手続きは、町が行います。
- ③ 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- ④ 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、落札者の負担となります。

- ⑤ 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ⑥ 移転登記が完了次第（手続き開始後1週間程度）、落札者に登記識別情報通知を交付し、すべての手続きが完了となります。なお、物件の取得に伴い、不動産取得税、固定資産税が課税されますのでご注意ください。

7 その他注意事項

- ① 物件の引き渡しは現状のままで行いますので、別添の物件調書を確認いただくとともに、実際にご覧になる等、必ず事前に物件の確認をしてください。
なお、物件をご覧になりたい方は、事前に総務財政課までお問い合わせください。
- ② 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- ③ 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、町の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- ④ 落札者が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- ⑤ 落札物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守しなければなりません。

【お問合せ先】

岩内町総務部総務財政課

〒045-8555 岩内郡岩内町字高台 134 番地 1

電話 0135-62-1011 内線 (217) FAX 0135-62-3465

E-mail zaisei@town.iwanai.lg.jp